

平成 29・30 年度の自治会長が決まりました

★市民活動推進課 ☎ 1118

【本庄地域】

自治会名	氏名	自治会名	氏名	自治会名	氏名
宮本町	高野 始	滝 瀬	鈴木 栄一	久下塚	高田 裕之
泉 町	中島 伸一	仁 手	小暮 孝彦	けや木	久米原 善昭
上 町	山口 康裕	下仁手	橋本 長良	四季の里	早川 勲
照若町	吉田 正保	久々宇	八木 義一	栗 崎	立石 茂則
七軒町	市川 俊男	田 中	坂上 実	西五十子	澁澤 勲
仲 町	三角 清一郎	上仁手	鳥羽 英雄	東五十子	飯島 由和
本 町	清水 正一	都 島	塩原 博信	東富田	新井 孝壽
南本町	大澤 孝行	山王堂	立石 文昭	曙	石井 久友
台 町	春日 孝夫	沼和田	長沼 秀雄	西富田	田中 幹雄
末広町	荒井 克巳	小 島	高橋 一明	四方田	久保田 和義
諏訪町	熊谷 将之	小島南	鳥羽 孝夫	東今井	岡芹 文一
朝日町	阪上 元茂	万年寺	栗田 文作	西今井	浅見 雄一
鵜 森	早野 孝	下野堂	塩原 義正	共 栄	井田 勲
傍示堂	内野 善夫	杉 山	青木 昇		
牧 西	中島 邦夫	新 井	境野 政紀		
小和瀬	田島 幹夫	三 友	飯田 平次		
宮 戸	金井 泰明	本 田	井上 長夫		
堀 田	前原 俊雄	新田原	田中 徹		

【児玉地域】

自治会名	氏名	自治会名	氏名	自治会名	氏名
長浜町	飯塚 庸雄	秋 山	大澤 明		
鍛冶町	齋藤 康雄	風 洞	前川 由雄		
上 町	吉田 俊一	東小平	根岸 敬明		
仲 町	中川 勲	西小平	堀口 正一		
新 町	筑紫 善一朗	太駄上	櫻井 利夫		
連雀町	竹村 国雄	太駄中	茂木 太美司		
本 町	松井 孝	太駄下	設楽 芳正		
下 町	田島 進	河 内	今井 賢太郎		
第一金屋	倉林 周治	稲 沢	山中 修		
第二金屋	浅田 郁夫	元 田	今井 菊雄		
第三金屋	倉林 益	蛭 川	木村 文夫		
長 沖	清水 満	下真下	田島 精一		
高 柳	飯野 清則	共 栄	井田 隆雄		
飯 倉	前川 芳康	上真下	林 秀信		
宮 内	森本 道彦	吉田林	岩上 高男		
塩 谷	奥原 栄一	入浅見	茂木 勇		
保木野	森田 茂光	下浅見	中園 数彦		
田 端	荻野 和弘	高 関	井田 秀春		

平成 28 年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況

★行政管理課 ☎ 1161

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

■情報公開制度

●公開を請求できる人 どなたでも

●公開を請求できる情報

平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで実施機関が保有しているもの（平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています）

平成 28 年度情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等					
	請求※1	申出※2	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	31	0	45	48	0	0	0	5
教育委員会	3	1	10	1	0	2	0	0
議会	5	3	3	1	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計※3	39	4	58	50	1	2	0	5

- ※1 平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した公文書の請求
- ※2 公開済みの公文書並びに旧本庄市及び児玉町から承継された公文書の請求
- ※3 1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあったため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

■個人情報保護制度

●開示を請求できる人

市に自分の情報が記録・保管されている本人（未成年者の場合は、法定代理人による代理人請求が可能です）

●制度を利用してできること

情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除（手続きに違反しているとき）、情報の利用・提供の中止（手続きに違反しているとき）

平成 28 年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等				
	請求	全部公開	部分公開	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	20	4	15	0	2	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計※1	20	4	15	0	2	0	0

- ※1 1件の開示請求に対し、複数の決定がなされたものがあったため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。
- 個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。
- 公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報等です。

犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

★環境推進課 ☎ 1173

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。登録は、飼いだめた日（生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に手続きしてください。また、未登録の犬を飼っている人は、速やかに登録をしてください。

平成29年度の狂犬病予防集合注射は終了しました。集合注射で予防注射を受けられなかった場合は、動物病院等で必ず受けてください。なお、予防注射料金は、動物病院ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

各種手続き

●新規登録 登録すると、犬鑑札を交付します。

新規登録手数料 1頭 3,000円

●転入

転入前の市町村の犬鑑札と引き換えに本庄市の犬鑑札を無償で交付します。なお、旧犬鑑札の提出のない場合、犬鑑札の交付は有償となります。

●転出

本庄市で登録時に交付された犬鑑札を、転出先の市町村に持参し、犬鑑札の交付を受けてください。

●狂犬病予防注射済票の交付

動物病院等で狂犬病予防注射を受けた時は、獣

医師が発行する注射済証明書を持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。

交付手数料 1頭 550円

●犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の再交付（紛失又は損傷した場合）

再交付手数料

犬鑑札 1頭 1,600円

狂犬病予防注射済票 1頭 340円

●犬の死亡・登録事項に変更があった場合

届出が必要です。下記窓口へお越しいただくか、環境推進課（市役所4階）へご連絡ください。

●各種手続きの窓口

環境推進課、環境産業課(アスパアこだま内)

「広報ほんじょう」に掲載する広告を募集中

★秘書広報課 ☎ 1155

毎月32、500部発行の広報ほんじょう（毎月1日発行）に広告を掲載してみませんか。

●広告の規格等

○掲載位置 「くらしの情報Station」のページの最下段

○刷色 単色（黒）

○広告料（1枠当たり） 3号分につき30,000円

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。秘書広報課及び市ホームページで閲覧できます。

